

第 26 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年3月17日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 26 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年3月17日(水曜日)

午後2時開議

午後2時46分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策について
- (2) その他

出席委員(12人)

委員長	西岡勝成
副委員長	前川收
委員	児玉文雄
委員	村上寅美
委員	渡辺利男
委員	中原隆博
委員	馬場成志
委員	大西一史
委員	氷室雄一郎
委員	鎌田聡
委員	吉永和世
委員	池田和貴

欠席委員(2人)

委員	倉重剛
委員	松村昭

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長	駒崎照雄
次長	横田堅
次長	谷崎淳一

首席環境生活審議員兼

環境政策課長	園田素士
環境保全課長	宮下勇一
水環境課長	小嶋一誠

水俣病保健課長 野田正広

水俣病審査課長 寺島俊夫

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 野白三郎

議事課課長補佐 坂本道信

午後2時開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第26回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

審議に入ります前に、チッソ株式会社の年頭の言動に苦言を呈し、強く抗議するため、一言申し述べます。

委員各位も御承知のように、後藤会長は、チッソ社内報の年頭所感で「水俣病の桎梏から解放される」と述べています。水俣病の原因企業としての責任を痛感しているのであれば、あり得るはずのない発言であります。特に、国や県が、被害者の救済と患者補償の完遂のために、懸命に知恵を絞って努力しているこの時期に、被害発生の際本人がこうした振る舞いをするのは許しがたいことだと感じております。強く反省を求めたいと思っております。

次に、最近の経過について申し述べます。

後ほど執行部から報告がありますが、委員各位も御承知のとおり、1月22日に熊本地方裁判所からの和解の勧告を受け、その日を含めてこれまで4回の和解協議が行われております。その中で、主な論点である救済対象者の判定方法、救済対象者の範囲及び給付内容について協議が行われたところがございます。

また、特措法による救済を求める団体とも個別協議が並行して行われております。

去る3月7日に環境大臣が水俣を訪問され、各被害者団体との意見交換が行われました。私も、知事とともに出席をいたしまして、大臣に対しまして早期解決を訴えたところでございます。大臣からは、改めて5月1日までに解決したいとの強い決意をお聞きしたところでございます。

こうした中、3月15日の和解協議において、裁判所から一時金の額を含めた支給内容などについての所見が示され、原告、被告双方が持ち帰って検討することになったと執行部から連絡があったところでございます。

本日は、この点についての審議が中心になると思います。

それでは、議題に入りたいと思います。

前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策に関する状況について、執行部からの報告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づきまして、野田水俣病保健課長及び寺島水俣病審査課長に説明をお願いいたします。

○野田水俣病保健課長 水俣病保健課長の野田でございます。

では、説明資料の1ページをお願いいたします。

前回の特別委員会以降の主な経過でございます。

今、委員長の報告の中にございましたので、簡単に述べさせていただきます。

12月25日に、環境省の方から、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針等の基本的な考え方というものが出されました。これは後ほど簡単に説明をさせていただきます。

その後、12月27～28日、環境副大臣が現地に入られております。その後、1月22日から和解の協議が行われ、2月12日、2月26日、

3月15日と4回行われたところでございます。その間、2月14日に審査会がございました。それと、3月7日、環境大臣が水俣に入られたというところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページが、新たな救済策の実現に向けた今後の取り組みでございます。

これにつきましては、まず、先ほどありました救済措置の方針の考え方につきまして、別冊で資料1というのがあるかと思っております。その資料1に基づきまして説明をさせていただきます。

救済措置と水俣病被害者手帳という2種類に分けてあります。一応救済措置につきましては、支給の内容の欄、一番最後の欄を見ていただきますと、一時金と療養手当、月々の手当でございます。それと療養費、この3つが出るものが救済措置というものでございます。その下の段に水俣病被害者手帳というものがございます。これは、現在の保健手帳と同じく、医療費自己負担分だけを負担するというものでございます。一応今回この2つの措置があるということでございます。

それじゃあ救済措置はどういう形でしていくか、対象となるための手続の欄でございます。

これにつきましては、救済措置に申請を改めてしていただくということが必要になります。関係県が判定検討会の意見を聞いて判定ということになっておりますので、それぞれ県の方に申請をしていただくという形になります。県が判定検討会の意見を聞いて判定をします。そして、判定検討会の資料としましては、公的診断書、それと民間の診断書も使うと、この2種類で判断をしていくという形になります。

それから、対象者の要件ということで、症状の欄がございます。救済措置の方は、四肢末梢優位の感覚障害、それとこれに準ずると

ということで全身性、乖離性、これが対象になるということです。下の欄の被害者手帳の場合が、一定の感覚障害、水俣病にも見られる神経症状、これがある方について手帳を交付するという形になっています。

暴露要件、これにつきましては両方一緒になっておりまして、昭和43年12月31日以前に対象地域にいたか、もしくは対象地域にはいなかったが水俣湾周辺の魚介類を多食していた方、この方々が対象になるということでございます。

なお、この救済措置の方針の中にあります、下の方にちょっと小さい字ですが、現行保健手帳所持者が、救済措置を申請せずに水俣病被害者手帳に申請すれば、判定なしで交付と。そのまま被害者手帳をお持ちいただくことができるという形になっております。

あと、その他の施策としまして、医療の関係、もやい直し、健康調査、地域振興等。

こういったものが、12月25日に基本的な考え方ということで示された内容でございます。今回、これにつきまして具体的なあれが出たところでございます。

次に、(2)の和解協議というところにつきましては、また、同じく資料2の方で説明をさせていただきたいと思っております。

資料2の方をお願いいたします。

資料2が、3月15日に熊本地方裁判所から出されました裁判所の所見でございます。

まず、判定方法でございます。

その上の方から御説明していきますと、判定です。判定につきましては、原告ら及び被告らが設置する第三者委員会、先ほど判定検討会と申しましたが、それとは別に裁判の和解の方では第三者委員会をつくるという形になっております。

判定資料につきましては、共通診断書、これが通常で先ほど説明しました民間の診断書に相当するものでございます。これと第三者診断結果書、これが公的診断と呼ばれるもの

でございます。この2つで判定をしていくという形になっています。

症状の範囲ということで書いてあります。

まず、一時金等ということで、一時金と療養手当、月々の手当の分、この2つの対象になります部分につきまして、別添資料1ということで、ちょっと色刷りの資料をお手元に届けているかと思っております。

この色刷りの資料で、オレンジ色のところがございまして、現在、この水色というか、薄い色のところが対象地域となっております。その対象地域に、熊本県で申しますと、旧龍ヶ岳町の高戸、樋島、この2つが追加され、あと、鹿児島県の出水市の下水流地区、この3地区が拡大されたというところでございます。

それでは、また資料2の方にお戻りいただいて、お願いします。

今度は、症状の範囲のところ、療養費、いわゆる医療費の自己負担分の対象となる方がどういう方かといいますと、①が一時金の支給が相当な方、それともう一つが、一時金の支給が相当でなくても、一定の感覚障害が認められる方で、しびれ、震え等のそういうじゅし症状が認められる方に支給するということが示されたところでございます。

続きまして、暴露要件のうち、まず、最初の方が対象地域でございます。

失礼しました。さっきの別添1は、こちらの方の説明でございました。暴露地域に要件として先ほど言いました、済みません、龍ヶ岳の高戸、樋島がふえたというのが暴露地域の範囲でございました。済みません。

それと、暴露要件の2、居住の時期ということでございます。これも、昭和43年12月31日以前に、対象地域に相当期間居住し、水俣湾とその周辺の魚介類を多食したと認められる者、2番目が、昭和43年以前に、対象地域に相当期間居住していなくても、同じような魚介類を多食したと認められるに相当な理由

がある者というのが示されております。

なお、米印つけておりますが、昭和44年11月末までに生まれた方については、胎児期の暴露ということをはかのものとあわせて判断するというようになっております。

続きまして、支給内容でございます。

一時金につきましてが210万円、これはチッソが原告団へ一括支給するというふうに示されております。療養手当、月々の手当でございますが、入院が1月1万7,700円、通院で、70歳以上の方が1万5,900円、70歳未満の方が1万2,900円ということで支給をするということになっています。療養費につきましては、医療費の自己負担分ということで支給すると。それと、加算金という形で29億5,000万円、これもチッソが負担するという形になっているところでございます。

そして、その他の施策というところで、地域の振興、健康増進事業の実施、調査研究、一定の要件を満たす健康不安者に対する健診、それと保健指導の実施というもの、そういったものに努めるということが示されております。

責任とおわびということにつきましても、具体的な表明方法について検討をします。

最後に、紛争の解決ということが書いてあります。

まず、個々の原告の判定を行うと。それがすべて終了したときに速やかに和解を成立させると。和解の成立により、チッソによる一時金の支払い等が行われるとともに、原告は、その余の請求の放棄、認定申請の取り下げ等が行われることで一切の紛争を解決すると。これらの解決措置を年内を目途に終了するように努力するというのが、3月15日示されました裁判所の所見の内容でございます。

それと、済みません、先ほどちょっと説明、あれしましたが、別添2というペーパーがあるかと思えます。こちらの方が症状の方の話でございまして、一応平成7年のとき

が、ちょっと黒塗りのところが対象になっていたということで、今回、斜め線の部分がございまして。この部分が一応拡大されたということでございます。

このほかに、民間診断書ですと、2点識別とか、いろいろするわけでございますが、そこら辺のところは今回まだ具体的には示されておられません。そういったものも考慮するという形になっているところでございます。

以上が一応裁判所の所見の説明でございます。

続きまして、また説明資料の2ページの方にお戻りいただければと思います。

説明資料の2ページの(3)の今後のスケジュールでございます。

今後のスケジュールにつきまして、3月29日に5回目の和解協議を行い、3月15日に裁判所から示された所見について協議する予定となっております。

環境省としましては、原告、被告の合意が整った後、その合意の内容とそごがない形で救済措置の方針を策定し、5月1日までは救済手続を開始するという考えを持っているところでございます。

(4)今後の県の姿勢及び役割でございます。

和解内容についての合意と救済措置の方針の策定により、裁判中の方もそうでない方も等しく早期に救済されるよう努めてまいりたいと考えております。

また、5月1日までに救済手続が開始できますよう、環境省や関係県との事務的な協議を進めますとともに、検診体制の整備や新たな電算システムの開発など、救済措置を円滑に実施できるよう早急に準備を整えていくこととしております。

なお、ここに記載してはおりませんが、和解案の議会への御提案の時期につきましては、先ほど御説明しましたとおり、すべての原告について判定が終了したときに和解

が成立するというふうになっておりますので、もっと後の議会で提案させていただくということになると思っております。

続きまして、済みません、ちょっと飛んでいただきまして、資料の5ページで予算を少し載せております。もう予算のところにつきましても簡単に御説明させていただきたいと思っております。

資料の5ページでございます。

(1)の新救済策推進費でございます。

これにつきましては、今、特措法、あるいは和解とか進んでおります。そういったものの救済策への当面の対応としまして、チッソの一時金を支援するための経費と新たな救済策の実施に係る準備経費、そういったもので30億ちょっとの予算を今お願いしているところでございます。

あと、2番、3番、4番、5番、6番、7番までにつきましては、毎年ずっとお願いをしているものを、この年も継続的にお願いをするというものでございます。

8番目に、新規の事業が1つ載っております。

水俣病患者施設の医療福祉機能向上支援事業でございます。

胎児性、小児性の方々の親御さんも高齢化してきておられまして、親御さんと胎児性の患者の方々が一緒に生活できる場というのがなかなかないということがございまして、今回、水俣市立の明水園の方に親子と一緒に過ごせる、そういうスペースをつくるということの生活支援の施設でございます。それと、もう1つあわせて、認定患者さん方のために機能訓練室を新たにつくるということで、この2つの機能を整備するため水俣市へ補助をするものでございます。それが6,000万円余りの経費ということで計上しているところでございます。

一応以上で水俣病保健課の方は終わらせていただきます。

○西岡勝成委員長 次に、寺島水俣病審査課長。

○寺島水俣病審査課長 審査課の方から、3ページの方でございます。3ページをお開きいただきたいと思います。

3番の認定業務の状況でございますが、(1)認定申請の状況は、関西訴訟最高裁判決以降の本県への認定申請者数は、2月末現在で4,181人でございます。

(2)認定検診の状況は、医療機関への委託検診と、県がお願いしております医師による水俣市立総合医療センターでの検診による検診促進に努めております。

(3)認定審査会の開催でございます。

昨年2月、6月、7月、10月、11月、そしてことしの2月と定期的に開催してきておまして、今後も円滑な運営を図っていきたくと考えております。

なお、ことし1月29日に、環境大臣から、救済措置方針に係る協議や和解協議を進める大事な時期であり、県に対して処分延期をお願いする旨の発言がございました。県といたしましては、①大臣の発言を重く受けとめる、②和解の当事者として和解協議を進めるよう留意する必要がある、③和解協議の促進は救済措置方針の協議進展にもつながるとの理由から、昨年11月の審査会で審査され、ことし1月27日に答申があったものにつきまして現在処分を延期しております。

なお、処分延期を解除する時期につきましては、救済措置方針や和解協議の見通しの状況を見ながらその時期を判断していくということになるかと思っております。

次に、4番、水俣病に関する裁判の状況でございますが、現在、国、県、チッソを相手とする国家賠償等請求訴訟が4件、これは前回まで3件と御報告をしておりましたけれども、1件ふえておりますが、これは、ことし

の2月23日にノーモア・ミナマタ国賠訴訟と同趣旨の訴訟が東京地裁に提訴されましたので、まだ訴状が届いておりませんので訴えの詳細はわかっておりませんが、その分をプラスして上げております。そして、行政事件訴訟関係が3件、行政事件訴訟関係というのは、棄却処分を取り消し、義務づけ訴訟が2件と不作為違法確認及び認定義務づけが1件でございますが、そのうちの1件でございますけれども、恐縮でございますが、4ページの別紙の方をちょっとめくっていただければと思いますけれども、一覧をちょっとつけております。

次ページでございますが、4ページの方の右の方から2番目の欄でございますけれども、一番下の方の備考欄を見ていただきますと、平成22年5月14日に、大阪地裁でございますが、判決が出る予定の分がございます。

それから、あと、一番左側は、先ほど野田課長の方から説明がありましたとおり、ノーモア・ミナマタの熊本地裁の分は和解協議に移っているということでございます。

そのほかの訴訟につきましては、詳細は説明を省略させていただこうかと思っております。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かございますか。

○渡辺利男委員 ちょっと質問ですけれども、救済措置の方針等についての環境省の考え方の中に、救済措置に申請した場合として、括弧して、受付期間は検討中となっておりますよね。この受付期間については、今度の裁判所所見は全く触れていないということだと思いますけれども、これ、考え方として、どういうふうに環境省は考えているんでしょ

う。というのは、やっぱり95年のとき短期間で終わって、あと、全部もうシャットアウトしたのは大きな失敗だったと思うんですよね。そういう意味でも、今後の救済の申請のあり方については、国はどのようなふうを考えているのでしょうか。

○野田水俣病保健課長 まだ具体的なことはちょっと示されておりませんが、前、知事の方からも、ちょっと平成7年のときの受付期間が短かったもので、そこは十分留意してくれということによっておりますので、その渡辺委員の御心配の部分は、環境省にも十二分に伝わっているというふうに今思っておりますけれども。

○渡辺利男委員 これは、結局じゃあ環境省が一方向的に決めるわけですよ、国の方がこの受付期間検討中って。

○野田水俣病保健課長 一方向的というか、相談はあると思いますけれども、まだ具体的に詰まっていないといえますか、いろいろ意見交換はしている状況ではあるという状況です。

○渡辺利男委員 やっぱり水俣病の病像論というのは今100%確定しとるわけでもないし、どんどん医学進歩していく中で、今後新たな見方とか所見とか出てくるかもしれないわけで、だから、暴露要件にしろ、判定方法にしろ、今考えられるのがもう100%とは思えないわけですよ。今後、やっぱり新たな所見等が出てきた場合、あるいは想定外のことの後日、後年出てきた場合、もう全く受け付けるところがないということでは、やっぱり最後の1人までの解決にはならないと思うんですよね。そういうことで、県としては、95年の失敗を二度としないように、国に強く言ってほしいと思います。

○駒崎環境生活部長 御質問、御意見の件については十分認識をしております、先ほど野田課長からも言いましたように、知事から特別に大臣に要望した際にもその点触れてございます。

環境省の方も、裁判の和解、不知火患者会と和解協議を進める一方で、小林事務次官が頻繁に特措法の受け入れを表明しておられる団体のところに足を運んでおられまして、協議をしておられますので、そうした御意見も踏まえてつくられると思います。

救済方針は閣議決定されますので、環境省単独ではなくて政権全体でバランスのとれた方針が示されるものと思っております。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 和解協議の御説明の際に、今後のスケジュールということで、次は3月29日に和解協議を行うということでありませうけれども、県として、この所見を評価する時期というのはいつごろになるのか、それとあわせて、その所見の中で責任とおわびということで、これは4のところですね、具体的な表明方法について検討とありますけれども、これは、県だけじゃなくて、国、県、チッソで具体的な内容について検討せないかぬと思うんですね。それを示す時期なんかはいつごろになるのか、その辺をちょっとスケジュールをもう少し細かく教えていただきたい。

○駒崎環境生活部長 ただいまの御質問の件につきましては、環境省とそれからチッソも入りまして、被告全体として協議をしながら、こちらから被告側として和解のために出せる案というのをつくってまいりまして、提案をいたしております。その都度、正式ではございませんけれども、情報が入る都度、議会の先生方にもお伝えをしてきたところでご

ざいます。

一時金とかあるいは療養手当などの給付内容は、15日に初めて明らかになったところですが、すけれども、それ以外の点については、こちらから——こちらからというのは被告側から出してございました内容どおりの裁判所の所見でございますので、私どもとしては、これについては環境省としても異論のないところだということに理解をしております。

一時金の額、それから療養手当、団体加算金などにつきましては、環境省と今協議をしておりますけれども、早期の救済のためにはやむを得ない額として裁判所が示されたものだということに思っておりますし、裁判所も、これまでの和解協議の実績を十分、事情聴取といいますか、聞き取りをされて今回出されておりますので、その判断はやはり重く受けとめて対応していかざるを得ないといいますか、行くべきだということに考えております。

○鎌田聡委員 だから、県としては、この判断を受けとめながら和解に向けて努力をしていくということとあわせて、先ほど聞いたら、責任とおわびをきちんとやっぱり責任を認めて、そしておわびも、チッソへの抗議の部分は委員長からございましたけれども、チッソも踏まえた上でのそういったきちんとした文案というのも今から整理されるんでしょう。じゃないんですかね。責任とおわびを出すというのは。

○谷崎環境生活部次長 責任とおわびの部分につきましては、既に救済措置、特別措置法の中にも前文でうたわれている部分ではありますが、これについて、今裁判所の方からの所見として、その具体的な表明方法についても含めて検討するようになっておりますので、この表明の時期等、あるいはその検討の時期についてはまだ未定ではございません

れども、そういう所見をいただいていますので、それを踏まえて国の方と協議をさせていただこうとは思っております。まだ具体的なスケジュール的なものではお示しできませんが、そういうふうな所見として受けとめる必要があるかとは思っております。

○駒崎環境生活部長 スケジュール全体のお話で申し上げますと、和解の成立そのものは早くて年末だと思っております。裁判所の所見では、一人一人について和解調書をつくっていくということではなくて、全員の公的検診などを行って判断をした上で、それが出そろったところで一括して和解の処理をするということでございます。年内を目途にと言われておりますが、ぴったし年末までにというふうなことができるかどうかわかりませんが、そこはひとまず置きまして、早くても年末になるかと思っております。その時点でおわびの文書その他和解調書に載せる事柄について整理をしていくと、詰めていって、そこで決めるということになるかと思しますので、その作業はもう少し時間をかけてやることになると思います。

○鎌田聡委員 わかりました。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○大西一史委員 今、駒崎部長の答弁の中では、この裁判所の所見については、ある程度こちら側の主張といいますか、被告側のいろいろな主張も取り入れられた部分もあるということで、おおむね評価をするというふうな受けとめ方だろうというふうに思いますが、報道ですからいろいろコメントわからないので、部長あたりと知事と当然いろいろこの件に関しては打ち合わせをされとると思います。知事、どういうふうに評価をされているというふうに受けとめればいいんでしょう

か。

○駒崎環境生活部長 知事が裁判所の所見が出てすぐの報道関係者の質問に答えた際の表現でいきますと、まずは裁判所が非常に限られた時間の中で精力的に原告、被告双方から聞き取りをされて所見という形でまとめられた御尽力に感謝するというのが1点でございます。

裁判所から出された所見が、被告側のこれまでの取り組み、主張、それから原告の主張ももちろんでございますが、それから水俣病50年の歴史というものを踏まえて取り組んでおられるということについても評価をされております。

この内容をすぐ受け入れるかどうかについては、国とまず協議する必要があると思いますが、あわせて、県議会の御了解を得ないと知事限りでできる事柄ではございませんので、県議会とよく協議をして、よく検討したいというふうな対応でございます。

○大西一史委員 今、県議会と協議したいということがありました。我々も、これまでずっといろいろな審議を通してきて、やっぱりそれはもう一日も早い解決をとということで、それこそ法律の制定も含めて随分やってきたけれども、今回この所見が示されたということで、本当に今後の見通しとして、この29日に、きちんとそれはもう原告の皆さんもある程度本当に納得されるのかどうなのかというところが非常に——感触としては、我々裁判出ているわけじゃないですから、県議会として判断しろと言われてもなかなかわからないところがあります。その辺の状況、言える範囲で結構ですけれども、どんな感じなのかということと、それと、我々も、やっぱりこの所見に関してある程度——やっぱり最終的な解決のためには、この支給内容も含めて、結構額的にもかなりのこれは額になっています

ので、果たしてちゃんと関係者御一同様が和解できるのかどうかというところは非常にポイントとして大きなところだと思いますが、その辺の見通しというか、感触というか、発言できる範囲でちょっと聞かせていただきたいと思います。

○谷崎環境生活部次長 私の方で裁判の方に出させていただいていますので、今委員の方からお尋ねがありましたその感触の部分でございますけれども、2回にわたって、私どもの方から、判定方法、それから救済の範囲についてのこちらからの案というのを出させていただきました。これにつきましては、原告側の方は、その場での回答というのではなくて、結果的に持ち帰りなんです、最初のその判定方法については、ある程度の一定の評価をいただいているものと思っております。ただ、団体でございますので、会員総意に基づいて御返事をしたいということで、最終的には、今回裁判所からいただいた所見を含めて全体にお諮りをすると。その中である程度の合意に基づいて29日に回答したいという話でございました。

聞いたところによりますと、28日の日にある程度そういう合意形成のための総会を開かれるということは聞いておりますが、それまでの間のいろんな調整については、団体の方、今後いろんなケースとして考えられると思っております。ただ、今のところそういう意味では全体としての御回答、御返事というのではない状況の中で、29日に、裁判所の方で、所見で示されましたように御回答を寄せるという状況になっております。

○駒崎環境生活部長 ちょっと補足いたします。

今、和解協議、私が県議会の本会議等さまざまでございますので、谷崎次長の方に和解協議入ってもらっていますので、その関係で御

報告申し上げましたけれども、少し補足をいたしますと、今、大西委員の発言、幾つかの要素ございましたけれども、原告の見込みはどうかというところでございます。ただ、ここは相手の事柄でございますので、憶測めいたことはなかなか申し上げにくいところございます。ただ、少なくとも今回の裁判所の所見を求めると。原告、被告から具体的な給付内容の金額は出さずに裁判所から出してくださいという形で原告側も要請されて、その要請に応じて裁判所が出されました。少なくともその場面で、原告団の方も、これでは話にならぬというような対応ではなくて、持ち帰って検討したいということでございますので、よく取り組んでいかれるのだろうかというふうな気持ちは持っております。

今後のことにつきましては、決して不知火患者会などの原告側に、これでのめというふうな、国や県が圧力をかけているというふうなことにはならないようにしていかないとけないと思っております。

その一方で、国や県は果たしてこれでのむんだらうかと、原告の方が先に受け入れると言って、被告はもうちょっと粘ってどうのこうのというふうな、そういう腹の探り合いになってもまた得るべきものがないかなと思っております。

一日も早い救済ということで、熊本県、県議会一体となって取り組ませていただいておりますので、しかるべきタイミングで国や県も団体側にもう腹のうちを明かすような対応も必要ではないかと考えておりますし、3月28日が原告団総会で、裁判所の29日の協議の前日ということでございますので、原告の方はぎりぎりまでたくさんの会員の方とのお話し合いをされるんだらうと思っておりますので、決して圧力をかけるという形にならないように留意しつつ、国や県の胸のうちもある程度お伝えできる方法があればというふうなことを考えております。

○大西一史委員 わかりました。結構です。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○氷室雄一郎委員 2ページの今後の県の姿勢及び役割というところで、1ポツはわかるんですけども、特に2つ目のポツの事務的な協議、これはこれから進めていかれるということなんでしょうけれども、検診体制、前回の政治決着の場もかなり時間を要したわけでございますので、県に問われる役割の一端も、この体制をどのように進めていくかということも必要ではないかと思うんですが、その辺についてちょっとお尋ねをしたいと思えます。

○野田水俣病保健課長 今委員が御心配のとおりに、我々もそこを一番危惧しております。今、医療機関、いろいろ当たらせて、実際にもう折衝を始めております。前回と同じように、やはり公的医療機関という、前回、平成7年のときは公的医療機関で、熊大と労災病院と水俣の医療センター3カ所ぐらいだったんですが、今回、ちょっとそれでは足りないだろうということで、かなりいろんなところに実際に当たらせてはいただいております。かなり御協力をいただけるという状況にはなっておりますが、ちょっとまだまだ足りないのかなという感じがしておりますので、今後もそこが一つの大きなポイントだと思っておりますので、そこを積極的に医療機関の御協力をいただけるものを何かまた努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○氷室雄一郎委員 非常に難しい面もあると思うんですけども、県の姿勢と役割というところで上げてございますので、この辺も県の姿勢が問われてくるんじゃないかと思つて

おりますので、しっかりした取り組みをお願いしたいと思っております。

○渡辺利男委員 今の意見に関連することです。県の方の役割ということ。

裁判所は、年内をめどに終了するよう努力すると。個別の判定を行って一時金の支払いも含めて年内にと、12月末までにと。ここで裁判所が言っている対象は、この裁判をされている2,100名余の方を対象に言われているわけですけども、県としては、今後この裁判中の方もそうでない方も等しく早期に救済されるよう努めていくということなんですよね。ここの意味はどうなんですか。この和解の合意の内容とそごがない形で新たな救済措置の方針が確定されて、それに基づいて、結局、この第三者委員会において共通診断書とか第三者診断書を用いて一人一人判断していくわけでしょう。裁判していない方々も含めて年内にというふうにとらえていいんですか。

○駒崎環境生活部長 難しい注文でございまして、それが理想ではございます。これまで裁判なさっている方もそうでない方も等しく早期にと言ってきたのは、ただ、終了も全く同時にというのは難しい面がございます。今保健手帳まで持っておられる方は3万人を超えておりますので、この方すべてを年内にとするのはなかなか大変な作業であります。

ただ、裁判所からは、裁判上の手続として、和解調書の作成、紛争の終結という部分があつて年内という目標を示されておりますので、これは裁判所とのいわば約束ということになりますので、それは守るべく全力を挙げる必要があります。その方以外の方々を後回しにするというわけにはなかなかいかないんですけども、ただ、そこは、救済の、例えば保健手帳の方であれば、保健手帳受領された早い方からというふうなことも含めなが

ら検討していかないと、1年間でこれだけの人数を全部処理するというのはなかなかお約束が難しいところでございます。精いっぱい努力してまいります。

○渡辺利男委員 先ほど氷室委員が言われたように、検診体制をどう強化していくかですけれども、相当頑張ってもこれだけの人数の人を短期間でというのは難しいと思うんですよ。どうなんですか。どれくらいかかるものなんでしょうね、全体、3万人を超える方々。

○谷崎環境生活部次長 まず、仮定の話として、その3万人の方々がどういうふうな申請をしてこられるかというのがちょっとまだわかりませんので。ただ、少なくとも、今申し上げました、野田課長が言っていますが、いろんな医療機関にお願いをして、その能力の中で、キャパの中でできるだけ多くの方々を検診していただくようお願いしかちょっと今のところ言われたいんですが、実際の特措法自身は、3年をめどに紛争の処理を、紛争の解決を図るということもうたわれていますけれども、どのぐらいの期間が我々要するのかというのは、想定つきません。

今申し上げましたように、裁判の方々につきましてはこういう所見が出ておりますけれども、それ以外の方も、今部長が申し上げましたように、等しくということになれば、相当な検診体制の充実図ってやっていかないといけないということで、そういった部分でのきちんとした整備のめどが立っておりませんので、ちょっと今の状態ではお答えできない感じはしております。

○西岡勝成委員長 ほかにございせんか。

○吉永和世委員 裁判所から今回出たわけがありますけれども、一時金と加算金といいま

すと、チツソの負担という形になるのかなというふうに思うんですが、概算で今のところ総額どれくらい負担するような形になると予想されるのか、その辺、もしわかれば。

○谷崎環境生活部次長 今ちょっと渡辺委員の方にもお答えしたとおりでございまして、いつ、どのくらいの方々が申請され、また、その判定の結果どのくらいの方々が一時金対象として該当されるかということがわかりませんので、ここでは一つの仮定の話としてはちょっとお答えづらいところがございます。大変申しわけございません。

○吉永和世委員 すべてをチツソ負担という形になったときに、チツソに万が一なるとき、あることがあった場合には、スキームが崩れるのかなというふうに思いますので、そこら辺、チツソが負担するだけで物事が解決できるかといったらそうじゃないだろうというふうに思いますので、そこら辺はぜひ真剣に、平成7年もございましたので、その点もぜひいい例として参考にさせていただければとお願いをいたしたいと思います。

○西岡勝成委員長 ほか、ございせんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 それでは、先ほど大西委員からも意見がございましたけれども、その辺を踏まえて私の方から御意見を申し上げたいと思います。

次回の和解協議は3月29日に予定されております。29日の協議では、原告及び県を含めた各被告が、15日に裁判所から示された所見を受け入れるかどうかの回答をすることになっております。県としては県議会の考えを踏まえた上で対応することが求められるものと、先ほど部長からもお話がございました。

そこで、今後1週間の情勢を見た上で、本会議で県議会としての意思表示を県議会の決

議という形で行ってはいかがと考えます。そのために、23日に再度お集まりをいただき、その案についてお諮りをいたしたいと考えておりますけれども、皆様方がいかがでしょうか。

○渡辺利男委員 1週間は様子を見るということですが、特に、原告の方の反応がどうなのかというのがはっきりしないと、まだ中身次第では争われる部分があるかもしれぬ。29日、合意できない部分があるかもしれぬし、その前に、県議会として、これでいいのではないかというふうな意思表示をするのはどうかなと思いますけれども。だから、1週間慎重に見きわめさせていただいた上でどうするかはちょっと判断をさせていただきたいと思いますけれども。

○西岡勝成委員長 1週間という、ちょっと1週間には足りませんが、23日まで一國の方も、報道によると早目に出すような感じもありますし、その辺も含めて議会として様子を見ながら、十分にその辺のほかの団体等との動向を見ながら、できればそういう形で進めさせていただければと思いますが、いかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 じゃあそのように、はからせていただきたいと思います。

なお、決議案文につきましては、一両日に各会派に配りたいと思います。私といたしましては、早期救済実現に向けて、県議会が党派を超えて一体となり、行動してきたこと、和解所見は、訴訟団体や国、県の考え並びにこれまでの水俣病対策の歴史を踏まえ示されたものであること、また、早期救済実現は、今まさに機が熟していることから、今回の所見を重く受けとめ、その内容について前向きにとらえる必要があると考えております。

よって、決議文案の骨子としては、国、チ

ッソ、熊本県及び各被害者団体は、裁判所から和解所見が示された事実とその内容を重く受けとめ、被害者の方々の早期救済実現という大局的な観点から、その内容に基づき、和解と救済措置の方針が早期にまとまるよう、前向きに取り組むことを強く求めるということを考えております。

ただ、他の関係者が和解所見について異を唱えるならば、県議会のみが突出することはいかなるものかと考えますので、先ほども申し上げましたとおり、今後1週間の情勢を見ながら、各会派で御検討をいただき、整理をしてみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ほかにございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 そのほか、ないようでございますので、これまで、被害者救済実現のため、各委員、全会一致で行動してきました。ようやくその出口が見えつつあります。引き続き同じような気持ちで23日に再度お集まりをいただき、決議案を審議したいと思います。また、執行部においても、我々と同じ気持ちで引き続きしっかり取り組んでいくことを重ねて要請しておきます。

以上をもちまして本委員会を終了いたします。

お疲れでございました。

午後2時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長